

## メール集金規定

1. (利用目的) この集金方法は、当金庫における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するために利用して下さい。
  2. (利用方法)
    - (1) この集金方法を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当金庫所定の入金伝票および通帳等とともに当金庫所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ当金庫職員に渡して下さい。なお、入金伝票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入して下さい。
    - (2) 入金袋を渡したのちは、所定の受取書へ当金庫職員による受領印の押捺を受けてください。
  3. (預金への受入処理)
    - (1) この入金袋へ封入された現金・証券類は、当金庫職員の帰店後、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座へ受入れますので、遅延なく受入金額を確認して下さい。
    - (2) 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当金庫はその責任を負いません。
  4. (入金袋等の返却) 入金袋ならびに通帳等は、当金庫職員が次回に入金袋を受取りに訪問した時返却しますので受取ってください。
  5. (鍵の保管等) 入金袋の鍵は本人が保管し、入金袋の開閉に使用します。
  6. (鍵、錠前、入金袋の喪失・き損) 入金袋、錠前および入金袋鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費等に要する費用を負担してください。
  7. (損害の負担等) この集金方法の利用について第1条に定める目的によらない利用が行われたために損害が生じた場合、不可抗力による損害、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
  8. (解約等) この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には入金袋、錠前および入金袋鍵を直ちに当店へ返してください。
  9. (譲渡・転貸等の禁止) この集金方法の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、入金袋、錠前および入金袋鍵についても同様とします。
10. (規定の変更)
    - (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
    - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
  11. (規定の準用) この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

以上